［ペナルティーポイント］

5点

・チーム監督か代表者以外から委員会役員への直接の連絡(委員会、連盟事業等に関して［県リーグ含む］)

・ゴミを捨てたり、放置が確認取れた場合

・試合当日に運営(審判)がチームの不備により試合開催に影響を及ぼす場合。

・試合当日に片方のチームの不備により試合が開催できない場合(没収試合)

2点

・設営、片付け開始時に5名以上いない場合

・ピッチ(指定場所以外)での飲食(ガム等)

・指定された更衣室以外での更衣(トイレ等)

・MCM遅刻

上記以外の違反で話し合いが必要な場合は規律委員会にて決定する。

・6点でフットサル委員会が指定する日程の全運営ボランティア

・10点で 1部は降格

2部は昇格無し、入れ替え戦挑戦権無し

更に13点を超過した場合は、それ以降の試合を0対5の敗戦とする。

熊本県フットサル連盟

理事長 杉水 孝広